

建設工事の中間前金払制度に関するQ & A

Q 1 中間前金払制度とは？

A 1 対象となる工事において、当初に支払う前払金（契約金額の4割以内）に加えて、契約金額の2割を超えない範囲内で、追加して支払う前払金（中間前払金）をいいます。

Q 2 中間前払金の支払いの対象となる工事は？

A 2 予定価格が500万円以上で工期が60日以上が対象です。

Q 3 中間前払金の支払いの要件は？

A 3 次の要件すべてを満たしている必要があります。

- ① 当該工事における前払金の支払いを受けていること。
- ② 当該工事における工期の2分の1を経過していること。
- ③ 工事工程表により、当該工事における工期の2分の1を経過するまでに実施すべき作業が行われていること。
- ④ 当該工事において、すでに行われた作業に要する経費が契約金額の2分の1以上の額であること。

Q 4 中間前払金の支払いを受けるにはどのような手続が必要となりますか？

A 4 中間前払金の支払い請求をする前に、あらかじめ要件を満たしていることの認定を受けなくてはなりません。

- ① 中間前金払認定請求書（様式第1号）、工事履行報告書（様式第2号）を町に提出してください。
- ② 町で審査を行い、7日以内に中間前金払認定（不認定）通知書を受注者へ交付します。
- ③ ②で認定を受けた場合は、当該認定書を添えて保証事業会社へ中間前払金保証の申込みを行います。一方、不認定の場合は、通知書に記載された理由により、要件を満たしていないこととなります。
- ④ 保証事業会社から発行された保証証書を添えて、町に中間前払金の支払い請求（この場合の請求様式は任意様式）をします。
- ⑤ 請求書に記載された口座に中間前払金を振り込みます。

Q 4 中間前払金の支払いを受けるため部分検定（検査）が必要になりますか？

A 4 工事履行報告書（様式第2号）により要件を満たしているかの審査を行いますので、部分検定等はいりません。

Q 5 認定請求から支払いまでどのくらいの期間を要しますか？

A 5 認定請求をしてから中間前払金が支払われるまで、保証事業会社から保証証書が発行されるまでの期間を除いて3週間程度を要します。

Q 6 前払金及び中間前払金の支払い対象でない工事が、契約変更により支払いの対象となった場合は？

A 6 当初契約時において、前払金及び中間前払金の支払いをしないこととした工事については、契約変更によってその対象となっても支払いません。一方、当初契約時において前払金及び中間前払金の支払いをすることとした工事については、契約変更によってその対象から外れても支払います。

Q 7 契約変更により工期が延長となった場合における、工期（2分の1）の取扱いは？

A 7 認定請求時の工期を基準としますので、認定請求時に工期延長を含む契約変更していた場合、契約変更後の工期の2分の1となります。

Q 8 複数年度にわたる工事の場合、中間前払金の取扱いはどうなりますか？

A 8 会計年度ごとにでき形部分等予定額を設定している場合には、会計年度ごとのでき形部分等予定額に対して支払います。ただし、初年度においてでき形部分等予定額が見込まれない等の場合には、初年度の支払いを行わない場合があります。

例) 契約金額：1億円（1年度目のでき形3,000万円、2年度目のでき形7,000万円）	
工期：令和2年6月1日～令和3年11月30日	
支払回数等	1年度目の前払金額：3,000万円×0.4=1,200万円（限度額） 1年度目の中間前払金額：3,000万円×0.2=600万円（限度額） 2年度目の前払金額：7,000万円×0.4=2,800万円（限度額） 2年度目の中間前払金額：7,000万円×0.2=1,400万円（限度額）
工期の取扱い	1年度目：令和2年6月1日～令和3年3月31日の2分の1を経過 2年度目：令和3年4月1日～令和3年11月30日の2分の1を経過
作業工程	1年度目：提出した工事工程のうち1年度目の2分の1が完了し、経費の支出も2分の1が完了 2年度目：提出した工事工程のうち2年度目の2分の1が完了、経費の支出も2分の1が完了